

補助金等の整理等に関する特別委員会議録第四号

昭和三十年五月二十六日(木曜日)

午前九時五十九分開議

出席委員

委員長 伊東 岩男君

理事高見 三郎君 理事床次 徳二君

理事坊 秀男君 理事吉田 重延君

理事滝井 義高君

唐澤 俊樹君

額田 彌三君

椎名 隆君

淺香 忠雄君

八田 貞親君

加賀田 進君

大西 正道君

出席國務大臣

大藏大臣 一萬田尚登君

出席府政委員

大蔵事務官 (主計局次長) 正示啓次郎君

大蔵事務官 (主計局法規課長) 村上孝太郎君

五月二十六日

委員川野芳滿君辞任につき、その補

欠として淺香忠雄君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第五〇号)

○伊東委員長 これより會議を開きま

す。補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案を議題といた

し、質疑に入ります。大蔵大臣が御出

第一類第五号

補助金等の整理等に関する特別委員會議録第四号 昭和三十年五月二十六日

席になりましたが、大蔵大臣は九時半から一時間という大休束をいたしたのでございます。大臣は約束通り九時半に参りました。どうも質疑は、そういうふうなおつもりで、きょうのところは大蔵大臣に対する質疑を進めていただきます。質疑の通告がございます。順次これを許します。滝井義高君。

勢、特に國家財政の規模の圧縮、健全化の要請からいたしまして、昨年度とこの法案の延長の必要は少しも事情を異にしませんばかりでなく、一そうその必要を増したと考えておりますので、御審議を仰いで一年間さらに延長いたしたい、かように考えておるわけでありまして。

○滝井委員 昨年と情勢が変らない、ますますその必要性を感じておるという事で、一年また延ばしたというところでございまして、聞くところによりますと、政府は今回この法案を二年延期すると同時に、予算委員会へ、内閣から提出された書類によりまして、やはり同じような補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案が五月の二十三日に出る予定になっておるわけですね。そうすると、国会には大体いつごろ出るのか、しかも全くこの法律と名前の同じ法律が出るならば、当然この延期される法律と同時に出て来て国会の審議を受けるべきだと思ふのだが、そういう関係はどうなつておるか、これを一つ御説明願ひたい。

○一萬田國務大臣 きょうあたり、政府関係を含めまして、すみやかに提出をいたしたいと考えております。なお、同時に出すという一これは別に他意があるわけではありませんが、主として手続上の関係でありまして、一方の方は従来のままで内容もみな同じであります。なるべく早く御審議を仰ぎたい、こういうわけでありまして、し

○滝井委員 大臣の御多忙のところをわざわざおいていただいて恐縮でございますが、昨年この補助金等の臨時特例等に関する法律が国会に提案をせられました当時においては、非常に憲法論が論議をせられたのでございまして。しかし、十九国会におけるこの補助金等に関する憲法論というものは、最終的な結論は出ていなかったようでございます。しかし、きょうは、私は、すでにこの法が一年間その実績を持つたのでございまして、その実績にかんがみて二、三質問をしてみたいと思ふので。

まず第一に、昨年、国会において、この法律は政府は自分の間ということを出したにもかかわらず、国会はその意思において一カ年間の延期をしたのでございまして。で、なぜ再びここにこの法案を三十一年度の三月三十一日まで延期しなければならなかったかというその理由を、一つ大臣から明白にしたいだきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 昨年一カ年の期限で特例法が実施されたのであります。が、本年度におきましても、内外の情勢、特に國家財政の規模の圧縮、健全化の要請からいたしまして、昨年度とこの法案の延長の必要は少しも事情を異にしませんばかりでなく、一そうその必要を増したと考えておりますので、御審議を仰いで一年間さらに延長いたしたい、かように考えておるわけでありまして。

○正示府政委員 手続的な問題をちよつと私から御説明申し上げておきます。滝井先生よく御承知の通りであります。昨年一度国会の議決を経ましたものの、並びに先ほど御指摘のように四月、五月の暫定予算の期間中特に延期を認めていただきました分という事で、この延長の分は特に早くいたしました。大臣も申されましたように、追加の分もできるだけ早く考えたのでございまして、新しい事柄でございましてだけに、関係各省間の調整等に多少の時間をとつたことは事実でございます。しかしながら、これま

た、先ほど大蔵大臣がお伝えになりましたように、おそくともきようじゅうには部内の決定をいたしまして、予算の議決より先に至急に提案を申し上げて御審議をいただく運びになっております。

○濫井委員 きようじゅうに出席するのですか。

○正示政府委員 きようじゅうに部内の決定をいたしまして、手続もいたしたいと思っておりますが、だいぶん印刷の都合等もございしますが、実質的にはきようじゅうに決定をすることは確實でございます。

○濫井委員 どうも私たち予算審議の立場に立つて理論的に筋が通らないと思っております。というのは、昨年においてもこの補助金の整理というものは非常に問題になっておる。しかも国会は、これを一年限りである。政府の方は当分の間と出してきたものを、わざわざ一年限りであるとした。ところが、今度は、またさらにその一年限りとした法律に対して追い打ちをかけて、同じ名前、同じような性質のものをまた出してくる。こういうことであるならば、この議論は、当然大蔵委員会でも当時の暫定予算と同時に出来たあの二カ月の延期のときにも議論をしなければならぬ問題だったと私は思うのですが、またあとから出てくるということになりますと、この法律をわれわれは押えておかなければ工合が悪いのです。この法律案は通しちゃった、あとからゆっくり今度同じものが出てくるということになれば、その関連性というものは、前を通してしまえば、またあとを通さなければならぬことに追い込まれてしまいます。これは、今正示

さんは手続上の問題だと言ったけれども、法案を通す戦略、戦術の面からいえば、きわめて巧妙な出し方と言わざるを得ない。われわれは、実はこの法案は、正直に申しまして、大蔵委員会で二カ月の暫定的な延期を認めたために追い込まれておる。これは三月三十一日にはやむを得ず参議院を通るような状態にならざるを得ない。これは暫定予算で認められておるのだ。ところが、これを今度は追い込んでおつて、あの法律案も、これは名前も同じなんですから、それと同じようにされるおそれが十分あるのです。だから、そういう点で、もう少し法律というものは誠実に実行してもらわなければ困る。しかも、これについては、二十三のうち多分十三くらいは議員立法だったと思うのですが、その議員立法が大きないらい撃ちをかけられておる、国会の意思を全く無視してこういう補助金の整理をやってくるのはけしからぬじゃないか、憲法違反じゃないかという議論が、昨年は繰り返し巻き返し行われた。今度は、憲法論がなくなると、こういう一つの法案を先に通して、同じものをまたあとから出してくる。しかも名前が同じだということ、どうも私は納得がいきかねる。この点も明白な答弁がでないようでございます。

で、そういうことで残しておきまして、大臣にお尋ねしますが、実は、昨年、この法案が出ましたときに、参議院において、福永官房長官が、今大臣も言われたように、財政事情が非常に悪いからこれを出しておる、財政事情がよくならなければこれはもとに返します、こう言われておるのです。ところが、この前の提案理由の説明も、それから数日前に村上さんからいただいた御説明でも、地方財政の自由な財源を確保するため、それから国家の財政の健全化のためにこの法案は出すのだ、こういう基本的な提案理由の御説明があったのです。そうすると、こういう非常に高いねらいの目的で出しておる法案であります。ところが、今大臣の御説明でも、財政事情が昨年と同じように非常に悪い、だから出すのだ。ほんとうに政府が出したときの当分の理由だけを述べておる。ところが、今村上さんの御説明があったような非常に高いことをねらっておるものが、この補助金の整理の法案なんです。これは同時に二十四年にシャウプ使節団がやってきたときのシャウプ勧告に基づいて出てきているものである。従つて、ねらいは、政府は、この法案の提出について、いわば議員の目をくらますために当分の間というふうな形をとっているけれども、むしろこれは立法としては恒久的な立法なんです。私はそういうねらいがあると思う。それは、シャウプ使節団の勧告や、あるいは村上さんの国の財政の健全化、地方の自由な財源を確保するという点から見れば、恒久的なものなんです。この食い違いというのはどうなんですか。これをもつとはっきり御説明していただかないと、どうもわからない。

○一萬田國務大臣 この法律はあくまで臨時的なものでございまして、恒久的なものについては、さらにこれは検討を加えていかなければならぬと考えっております。

○濫井委員 どうもこれは村上さんに尋ねて恐縮だが、そうすると、村上さんは地方財政の自由な財源を確保する、国の財政の健全化というふうな、こういう大上段にかまえた提案理由なんです。これはちよつと大臣のとはそぐわないと思う。こういう補助金の整理をやることになれば、当然必然的に大きな地方制度の問題に関連してくるのです。地方制度調査会でも、補助金整理の問題については、こういうこそく的なことではだめだから恒久的にやらなければいかぬということ、大蔵省もこういうふうに出てきておる。違つたのだが、同じ省内の説明が、そういう工合に、大臣としかもこの法案を主として扱つておる人の食い違いで困るのですが、もう少し大臣を教育していただかなければいかぬ。

○村上(孝)政府委員 私の法案の説明が大臣の御説明と食い違つておるといふお話なので、一言弁解いたします。私の申しました地方財政の自主的な財源を確保するとか、あるいは財政の健全化と申しましたゆえんのもものは、非常に高い理想と申します。この法案が究極にはそこにかかるわけでありまして、この前も御説明申しましたように、地方に対する補助金は今や三千億になんとしておるわけでありまして、それによつて地方財政が非常に大きな負担を受けておる。昨年地方行政委員会公聴会で友東県知事が述べられましたように、この三千億にはつきりおのが入るような、そういう整理になりますれば、地方財政の実財源の確保とかいうような理想も、羊頭を掲げて狗肉を売るといふやうなことになつて、妄言だ説明ということになるかと思いますが、何分この

法案で節約になりますものは二十億という程度のものではあります。これは私の申しました究極の理想には関連がございします。従つて、そういう一面も持ちますけれども、他面から申しますと、直接的の目的としては、財政の健全化と申します。財政規模の圧縮と申します。一兆という昨年に変わらなにあるわけでありまして、私の申しました地方財政の云々という問題は、非常に實際的なこの法案の目的をいわば理想化して申します。そういうことなる、こういう意味でございまして、その点御了解をいただきたいと思います。

○濫井委員 理想化したらその通りだと思つておつていくのならば、そういう万全の措置をとらなければならぬ。ただ国で補助金を切るだけではなしに、地方制度自体についても大蔵省は手を加えていかなければならぬと思うが、そういうことはやられていないわけですね。大臣の今の答弁では納得ができません。大臣の今の答弁は、大体こういう補助金の整理をやり、またもう一つ追加をしてやる。今村上さんから御説明があったように、三千億になんとしておるものであるということですが、そういう増加の原因は一体どこにあると大臣はお考えになりますか。地方歳入のほとんど三分の一を占める補助金増加の原因はどこにあると大臣はお考えになりますか。

○一萬田國務大臣 この原因は非常に多岐にわたるだらうと思つております。一々それを今列挙しませんが、特に中央、地方の行政関係の複雑さから

も、また終戦後における経済の情勢と
いうところから来ているのではない
かと考えているわけでありませう。ど
ういふものに補助金が出ているか、一
項目目拾い上げて考えてみれば、
はつきりしてくるだろうと考えてい
るわけでありませう。

○滝井委員 なかなか大臣が答弁がで
きないほどいろいろの原因が多過ぎる
らしいのですが、明白な答弁がいた
けないので、いざれ事務当局から少
詳しく聞かせていただかなければなら
ぬと思ひます。昨年この法律を出さ
れて、とにかく一年の時限立法で通つ
たわけでありませうが、大臣は整理の
効果が現れたとお考えになりますか。
どういふ効果が具体的に現れました
か。それを一つ御説明願ひたい。

○一萬田国務大臣 昨年実施いたしま
してからの経過については、まだ的確
な資料をもつて判断し、かつお答えす
ることができませんが、大体におきま
して地方公共団体の自主的な行政運営
を助長することに役立つといふこと考
えております。特に今日の重大な問題
は、御承知のように、地方財政が非常
に困難しておりますから、その再建
整備にありませうので、政府としては、
この国会に別途地方財政再建整備促進
特別措置法案を提案する予定でありま
す。右法案とこの補助金整理の措置と
両々相待ちまして、地方団体の健全で
自主的な行政及び財政の運営を一そ
う伸張させていきたい、かように考
えておるわけでありませう。そういうこ
ろが今日の状況であります。

○滝井委員 正示さんも少し大臣に教
えなければだめですよ。答弁にならぬ
ですよ。今のは整理の効果がどうい
うところに現れたかというのに、自主
的な運営とか、再建整備とか、そうい
うものとは何の関係もないと思ひま
す。この法律の効果がどういふところ
に現れたかといふことなんです。もう
少し勉強していただかないと、質問の
し方がないですよ。大臣どうでしょ
うか。ことしの補助金総額は予算面
で幾らになりますか。昭和二十八年と
二十九年と比べて補助金の比率とい
ふのは、昭和三十八年は二千八百
八十三億円で二八・一%です。昭和
二十九年は二千九百十三億で二九・
二%になっているのです。この法律
を出したにもかかわらず、予算総額に
対する割合はふえている。だから三十
年度は大体どうなっているのですか。
だから、その効果は、具体的な面から
もう少し御説明願ひたい、今のよう
な抽象論では——再建整備なんかこ
に持ち出せば、それについて議論が
出てくるのです。補助金の総額は、二
十八年より二十九年の方が多くなつ
ています。三十九年度は大体どうな
りますか。○一萬田国務大臣 補助金の総額につ
きましては、今御指摘のように、一
方で整理をしますが、他方で必要な
ものが出ておりますので、若干ふえて
おるわけでありませう。

○滝井委員 三十九年度の総額と予算に
対するパーセントはどうなりますか。
○正示政府委員 滝井先生御承知のよ
うに、補助金、交付金、委託費一切を
入れて、その総額はただいま大臣
がお答えになりましたように多少ふ
えておるわけでありませうが、これは、御承
知のように、交付金の中には地方交付
税、こういうものも一緒に入っております。

まして、それだけで百三十何億かに
なっております。ただいま申しまし
たように、この法律案による整理、並び
に今回二件追加いたしますが、その減
少額はきわめてわずかであります。一
方全体としてのいわゆる交付税的な
財源あるいは義務教育費国庫負担金と
いうようなものがふえております。関係
上、差引ふえておるのであります。そ
の数字につきましては資料として提
出したしたいと思います。

○滝井委員 そうしますと、なかなか
ふえてきておるといふことでございま
す。こういう補助金を断片的にちよつ
ちよつと切つて出すということでは、
もはや理想に向つての国の財政の健全
化も地方自治の重要な財源の確保もで
きないといふことを意味しておるの
です。一方ではわずかなものを切つて
おるけれども、その実は形を変えた交
付税交付金の中に入らなければならぬ
といふこの現実、ただ左のものを右に
やつたという形だけになつてしまふの
です。それはどう地方自治の財政と
いふものがきわめて窮乏しておる状態
を示すものである。今年度の地方財政
計画においても、先般百四十一億の赤
字があつたはずですが、それを旅費とか
人件費とか物件費といふものを節約し
て歳入歳出を合せた、こういうことを
な方法をとられておるわけなんです。
現在そういう形をとられれば、当然地
方においては超過負担といふものが
起つてくる。これは、昨年茨城県、友
知事が参議院で述べておる通り、人
件費が削られれば、削られたものは地
方自治体が負担しなければならぬ、あ
るいは学校の建設の坪数の準備を削
れば、子供はふえておるから建物は建
てなければならぬ、それは地方財政が負
担をしなければならぬ、こういう形が
出てくることは明らかなんです。国の
財政で二、三十億を削ることによつ
て、二、三十億の限度としては健全化
するでしょう。しかし、その二、三十
億は、違つた形において地方自治体は
どこかに新しいその財源を求めてく
る、こういう形が出てきています。で
すから、あなた方がこの補助金等の法律
案を出されるならば、同時に地方財政
の健全化のための具体的な案を構想と
して持つてこなければならぬと思ひ
ます。大臣は何かそういう構想でもお
持ちなんですか。

○一萬田国務大臣 この補助金につ
いて整理をいたしますとともに、他面
地方財政の再建整備の手を打たなければ
ならぬので、その法案も出すことに
なつております。

○滝井委員 この再建整備法といふ
のは、あなたがさう考へておられる
ほど地方財政打開の法案ではないと私
は思ひます。現に、すでにきよりの新聞
でも大臣ごらんのよう、いわゆる教育
委員会の予算の提案権についてである
が、知事の案に対して対立の案を出す
といふことを停止しようとしたが、す
でにそれは、義務教育に対する重大な
圧迫であるといふことで、文部省自身
が強硬な反対をしておるやありませ
んか。あるいは、あなた方は、再建整
備のために、政府の出す資金を五十億
用意して、しかも百五十億のいわゆる
公募公債でやろうとしておるが、しか
らば現在の公募公債はうまく消化がで
きておりますか。大臣、公募公債の消
化状態はどうですか。

○一萬田国務大臣 私は、今年は十分
なればならぬ、それは地方財政が負
担をしなければならぬ、こういう形が
出てくることは明らかなんです。国の
財政で二、三十億を削ることによつ
て、二、三十億の限度としては健全化
するでしょう。しかし、その二、三十
億は、違つた形において地方自治体は
どこかに新しいその財源を求めてく
る、こういう形が出てきています。で
すから、あなた方がこの補助金等の法律
案を出されるならば、同時に地方財政
の健全化のための具体的な案を構想と
して持つてこなければならぬと思ひ
ます。大臣は何かそういう構想でもお
持ちなんですか。

の指導を加えることによつて消化がで
きると考へております。

○滝井委員 大臣は、補助金の整理を
やりながら、同時に地方財政の再建の
ためには再建整備特別措置法案を
出してやるのだといふことをおし
や
るが、その実は公募公債でやるので、
その消化ができるかといふことを聞
いておるのです。できなければ、その大
臣の構想はだめなんです。公募公債
の消化はできますか。公募公債は百五
十億の再建整備のほかに二百三十億出
すのです。ことしは三百八十億の公
募公債が出るが、とてもこれでは消化
ができておらなかつた。

○一萬田国務大臣 この百五十億につ
きましては、私の考へでは、すでに各
銀行の借入金になつておると思ひま
す。各銀行から借りた金が固定した形
になつております。これを今度は地方
の再建に振りかえる。これが百五十億
であります。それから先ほどお示し
のように二百三十億はかりの公募公債
であります。これは、先ほど申しまし
たように、今後の金融情勢から見ると
よつてこの公募公債は、さういふ
うにお答え申し上げたいと思ひま
す。

○滝井委員 それではもう一つ、正示
さんでけつこうですが、昨年度の公募
公債の消化状態がわかれば御説明願
ひたいと思ひます。消化はできてい
ないはずですよ。

○正示政府委員 昨年の公募公債は、
御指摘のようにより十分消化とは
申せません。ただ、公募公債につ
きましては、ただいま大臣もおし
や
したように、昨年度の財政と金融との
関係にも多少問題があつたかと思ひ

であります。その点、今回は、だんだんと金融の正常化が進むにつれて、事情も違ってくるかと考えておるのであります。なお、そのほかに、ただいま自治庁とも相談いたしまして、公債債の消化につきましては、格段の行政措置を講ずるよう、いろいろの方法について研究をいたしております。昨年と特に御指摘でございますが、従来公債の消化ということが比較的計画倒れになっておった傾向がございますので、今後は、その点につきましても、だいたい申し上げたような特段の措置を講じて参りたい。それから、滝井先生御承知のように、一昨年までは平衡交付金制度でございまして、収支のつしまを合せるということに非常に急でございまして、公債債というより、な形に最後はなつた傾向もございまして、これらの点は、先ほど大蔵大臣からお答えになりましたように、新しい交付税制度の発足と関連をいたしまして、やはり、公債債というものは、相当計画におきましても実行におきましても従来とだいぶ変わってくるように思いますが、この点は、重々、従来の実績だけをもって本年度の計画をお考えいただくかないで、多少新しいいろいろの条件のもとにおきまして、再建整備債その他一般公債債を計画しておるというふうに御了解賜わりたいと思つております。

○滝井委員 どうも、実績を御説明いたされたので、納得がいきかねるのです。現在地方銀行は公債公債を引き受けるのをあまり好まないのです。というのは、今貸しておる金ならば何とかとれるのです。ところが、公債に切りかえて長期化すると、資金が焦けつくのです。だから、五大都市とかあるいは

富嶺県の公債公債ならいいですが、再建整備を受けるような貧弱な府県のものあるいは都市のものは、焦げついてなかなか大へんなんです。地方銀行は引き受けたい。これは何でも、聞くところによると、日銀自体が地方銀行に引き受けぬ方がいざという指令さへ出しているといううわさがあるくらいなんです。大臣は、日銀總裁だったから、そういう金融面は専門家で御存じだと思つて、こんな貧弱な府県の公債公債——再建整備をやらなければならぬような赤字がうんとたまつておるところは、貧弱なところなんです。そういうところのものは金融業者は引き受けません。なるほどオーバー・ローンなんか解消して銀行の経理内容はよくなつておりました。よくなつておつても、やはりこれは引き受けませんよ。そういうことから、今大臣は、補助金を切つても地方自治の財政については健全化をはかつていく、そのためには再建整備法を作つておる、このおつしやいますけれども、これはなかなかその一貫した見通しを私たちが持つことができないのです。そういう点で、どうも今の大臣の答弁では納得いきかねる。そうだとするならば、この補助金をほんとうに整理せられるとするならば、やはりもっと高い見地からやるという考え方を持つて、地方制度ともならみ合せて、そして国会にこういう法案を出してくるべきだと思つておる。わずかに二十億やそこらの金を削減するために地方自治体をこんなか知りませんが、出ればまたたくさん陳情が来ることはきまつてゐる。しかも、切られるところは、保健所あるいは

は農業改良普及員とかいうような弱い面が切られたと同じような運命で切られてくる。おそらくそういう形をとることは明らかなんです。そうして、しかもその予算に占める補助金、負担金等の割合というものは依然として変わらない。こういうことでは、あなた方の言われた高い理想をねらつてこの補助金の整理というものは、さうせん言われたように、現実には羊頭を掲げて肉を売ることになつてゐるのです。だから、この点は、やられる場合もつと大臣も考へてやつていただかなければ、昨年この補助金というものであれだけ特別委員会を作つて問題になつたけれども、効果が現れていないと私は思ふ。いわゆる国、地方を通じての財政支出の圧迫を緩和するといふ点からは、これはあつとも役立つていないのです。だから、大臣は、これをやらねとするとするならば、もつと地方制度全般をならみ合せてやらねと御意見があるかどうか。いわゆる一時的なもので、大臣が今言われたように、いわばデフレの地固めのためにやつてゐる、拡大均衡になれば補助金はまた元のうに野放しだ、こういう考え方は、もう私はやめてもらつた方がいふと思つておる。しかし、根本的に大臣がやらねといふならば、われわれもほんとうにふんどしを締め直して検討します。御協力もやりたいと思つておる。しかし、かつて参議院における根本官房長官の御答弁やら、今の大臣のような御答弁やら、私はやらぬ方がいいと思ふ。大臣どうですか。

○一萬田国務大臣 御意見は私も全く同じ考へで、さういふ考へが私はいいと思ひます。非常に拝聴いたしましたのであります。ただ、一度に高い考へ方をしても、實際としてまた廃止した後の影響も考へなければならぬ。その調整等も考へなければならぬ。その中で、なかなか一挙に行きかねぬもので、大きく行かぬからやらぬでもいいかという、やはり必要のなかつた補助金についてはこれは整備をしていかなければならぬ。他面、それだけでは地方財政の健全化はむろん私は期待できないと思ふ。従いまして、地方財政の本質的な健全化については、お説のように将来大きく手を打つていかなければならぬ、かように考へております。

○滝井委員 では、これでやめます。大臣にもう一、二回この委員会に来ていただかなければならぬと思ひますが、大臣は、もつと基本的な見解をお持ちになつて、委員会に臨んでいただきたいと思つておる。今年は、この地方財政計画を見ても、六十八億以上の節約をしいてゐるわけだ。しかも、昭和二十八年の決算を基礎にしたために、ことし地方自治体が出す人件費と大蔵省で見ている人件費との開きというものは三百七、八十億あるのです。こういう形を見て、今度はまた補助金を削られてくる。そうすると、すでに地方ではその分はもう予定してあるわけだ。もう事業をやつてゐる。だから削られる分だけは、地方自身の単独財源からそれをカバーしていかなければならぬ面が出てくる。こういう点は、やはり、もつと補助金というものと地方財政とのならみ合せをやつていただかなければ、ただその場をこまかしていかば済むというふうなものではないと思ひます。そういう圧力はおそらく

弱い面にかかつてくる。厚生関係、教育関係にかかつてくる。そういうことは、この法案で一番数が多く出ているのが文部省や厚生省なんです。これはもうはつきりしている。こういう点から見ても、必ず弱いところから切つてくる。しかも、その弱いところのこういう財源というものは、地方自治体は、切られたからといってほうつておくわけにはいかない。ほとんど学童がふえてくる。学童をお宮やお寺で教育するわけにはいかない。やはり最小限度の校舎を建てていかなければならぬ。あるいは、厚生省の予算にしても、性病の予防、精神病の予防というふうなものについては最小限度の予算は必要です。また現実には精神病者が出れば、ほうつておくわけにはいかないのです。そういうものは、どうしてもそれを取り扱う人件費なり事務費というものが必要になつてくる。そういうふうな中央で切つたからといって、それだけでほうつておくわけにはいかないのが地方自治体の実情なんです。ところが、これを見ると、文部省、厚生省が切られてしまつてゐる。こういう一番末端の親切にお世話をしなければならぬ地方自治体の財源が切られて、それらのものが交付税の形あるいは平衡交付金の形というものに一緒にたて入れられていくならば、地方自治体において今後財政の節減などをやる場合には、一番弱い教育予算や母子家庭などの貧困層を救ふ予算が当然取れないことになつてくる。こういう点は、もつとあなたのかい血のある政治をやられるとするならば、同時にそういう制度もあわせて地方自治体を補強する方策をやりながら、補助金を切つていただきたいと思ふ。

大臣にも少しいろいろお尋ねしたいのですけれども、大臣の答弁がいろいろまいりまして、はなはだ不得要領で工合が悪いのです。そういう根本的な点を一つ大臣によくお考えになつていただきたいと思います。

これが一応私は終わります。

○伊東委員長 井手君

○井手委員 大臣に二、三お尋ねしたいのであります。

私はここにあらためて憲法論議を蒸し返そうとは考えておりませんが、大臣に特別にお尋ねしたいことは、国会の意思を踏みにじった内閣の態度についてであります。昨年この法律案が出たときに、「当分の間」とありますのを、ただいま滝井委員からも申しましたように、これは一カ年の期限立法にいたしましたのであります。御承知でもありましたが、大臣に念のため当時の結論を申し上げておきたいと思ひます。当時手続であつた自由党の代表からは、「この法律案を審議いたしますと、補助金の相互間においていろいろ彼此権衡上審議を要すべき点もありまゝです、この法律案はぜひとも一箇年の期限立法といたしまして、政府はこの補助金について根本的な検討を加えていただきたい、こういう討論があつたのであります。次いで、今鳩山内閣の争執になつてゐるところの当時の改進黨の代表吉川委員は、「今後十分政府においてお考えいただきませんと、国会監視の、すなわち民主主義憲法の精神にもとる重大な内容を持つておこなふことを、私はこの際特に強調しておかなければならぬのでございませう。」「こういうことを申されておるのであります。すなわち、自由党、民主党での

修正が当時通つたのであります。各党一致して、この法律案は一年としなくてはならない、こういうことが強く要望され、またこれが通つたのであります。もちろん昭和三十年、三十一年度という将来についてもいろいろ検討されたのでございませうが、再軍備を進めておられます政界である以上は、将来財政が豊かになるという見通しが見込まれないことも当然含んでのことではあります。一年で翌年直ちに財政がよくなるなどとは、だれも考えていなかったものであります。そういうことを考へての上で、この法律は一カ年限りであるといふことを、国権の最高機関である国会がきめておられる。国会は一カ年ですぞといふことを内閣に命じておられます。この明確な国会の意思に対して、申すまでもなく憲法の七十三條に規定してある、内閣は法律を誠実に執行しなくてはならないといふ、この内閣の大事な義務を怠つて、一カ年でずぞといふこの国会の意思を無視して、同じような法律案を、さらに延長しようとする法律案を、さらに延長しつゝきつゝおられるこの国会の意思に對して、「当分の間」といふのを「一カ年」といふこの国会の意思に反してなぞ出されたか。私はこの点について大臣に明確なる御答弁を要求するものであります。

○一萬田國務大臣 もう一年延長をお願いした理由につきましては先ほど申し上げたのであります。なお、憲法との関係について御質疑がありました。この法律案も予算案も、ともに素材として国会の審議に提供してありまして、この予算案と法律案が相並行い

たしまして御審議を願うというわけでありましたので、両者の議決が調整されれば憲法の趣旨に反するといふようには考へてない、かように昨年の答弁があつたように承知いたしておりませう。さういふ私にも説明を申し上げたいと思ひます。

○井手委員 今のは答弁じゃなかつたように思ひます。予算案と法律案と同時に審議するといふことについて、あらためてまた私はお聞きしたいと思ひます。この点についても非常に疑義があります。しかし、私がお尋ねをしておられるのは、法律案と予算を同時に審議しておるかといふことではないのであります。くどく申しますやうですが、国権の最高機関である国会が、この法律は一カ年ですよといふことをはつきり内閣に命じておられます。内閣としては、当分の間——当時の小笠原大蔵大臣は大体三年くらいを考へておられますといふことでもございました。内閣は、財政の都合から、直ちに国家財政が豊かになるとは見込まれないので、三年ばかりこの補助金を削減していきたい、こういう希望を申されておつたのであります。その内閣として三年を希望されておつたものを、国会では、この法律は憲法上にもあるいは法律の内容についていろいろと疑義があつて、内閣としては三年を希望しておるかもしれないけれども、国会としてはこれを一年ですぞといふことをはつきりきめておる。しかもそれは各党一致してきめたこの修正された法律が通つてゐる。国会はこれは一年でございませうと内閣に命じたものを、法律を誠実に執行しなくてはならない内閣が、なぜさういふ国会の意思を無視して再

び提案をされたか、これを私はお尋ねしておるのであります。国会を無視しておるこの態度——普通の見解の相違とか何とかいふのじゃございませう。明確な国会の意思をあなた方が踏みにじつておるその根拠を私はお尋ねいたしたいのであります。

○一萬田國務大臣 お答え申し上げます。先ほど簡単に申し上げましたが、昨年この法案が通り、これを必要とした事情が三十年度においても変らないばかりでない。一そうこの法律を必要とするといふ要請があります。それであらためてさらに御審議をお願いする、こういうふうに私は考へております。

○井手委員 今あなたが答弁されたように、国家財政の苦しいのは一年ばかりではない。やはり三年くらい補助金を削減しなければ内閣としては困る。そこで当分の間、すなわち三年ばかり、せつかく作られた法律ではあるけれども、その中に含まれておる補助金をこのように削減したい、こういうふうな意味で提案された。すなわち、三年ばかりといふものであるのを、国会としては、いろいろ疑義がありましたので、各党一致して一カ年といふようにきめておられます。一カ年といふことをきめておる。そこをよく聞いて下さいます。一カ年といふ国会の意思を踏みにじつて、また同じものを提出される。それが根本的な補助金整理、今滝井君も申しましたような全面的な補助金に対する整理の態度を示されるならともかくも、同じものを引き續きもう一カ年やりたい。これは大臣の答弁とは違つたのであります。国会がこうせよと命じたのを、それに反してなぜさうなも

のを出されたか、それを私はお尋ねしておるのであります。答弁が食い違つて困るので重ねて申し上げますが、国会が一年ときめたものと同じものをなぜ出されたか、それを御尋ねしておるのであります。

○一萬田國務大臣 決して国会の御意思を無視しておるわけではないのであります。当時の事情と變つていないばかりでなく、この特例を必要とする情勢は一そう強くなつております。これは、私はあまりかれこれ言うべきではありませんが、やはりこういうような臨時措置の特例でありますから、なるべく先の見通しといふこともあるわけでありませうが、当時としてはなるべく短かくしておきたいといふことで、その後の情勢によつてはお考えを願へる、またさういふふうな含みも私はあることだと考へるわけでありませう。そして情勢が今日に至つて一そうこの特例を必要とするから、あらためて一年延長の御審議を願う、かように考へるわけでありませう。

○井手委員 だいたひ質問の趣旨に沿つたやうな御答弁になつて参りました。それで、今引き続き法案を提出しなくてはならない情勢である、さらに必要性を増してきた、こう御答弁になりました。昨年審議するときにおいても、国家財政が急に好転するとは思われなかつた。今後引き續く、こういう状態にあるといふことは、当局も各委員もこれを承知しておつたのであります。従つて、内閣では、当分の間三カ年、その間には全面的な改正案を出さう、情勢によつては根本的に補助金削減の各條の法律についての改正案を出さう、あるいはそれをやめよう、そ

を市町村が財政の都合でやらないといふ場合には、都道府県、市町村住民の寄付金によつてまかなわれておりまゝです。これが実態でございます。そのようないふ実態にあるにもかかわらず、どこに自治体の行政の助長に役に立つたのか、再建整備に役に立つたのか、それを私は承知したいのであります。中央では切られたいけれども、地方はそのために非常に迷惑をしておる。地方では負担が重くなつておる。住民の負担がさらに重くなつておる。お調べになればすぐわかります。地方に参りますと、この府県においても、中央が補助金を切つたために、その分だけは地方がかぶつておる。かぶらなければ寄付金を強制されておる。そして公民館が建てられております。大臣、どこに再建整備に役に立つておりますか。そのために赤字がさらにふえておるじやありませんか。事業はしないというわけには参りません。全部削つたならともかく、三分の二のものが二分の一、四分の三のものが二分の一になつておる。そうすると、やはり事業としては進められておるのですから、各地方財政の負担が増大する。この事実に対して、どこに再建整備に役立っているか。私は具体的に大臣の御答弁をいただきたいのであります。

○一萬田国務大臣 お答えを申し上げます。補助金を整理いたしました。その結果地方がさらに自分の負担をふやしてその仕事をやつていく、そういうことがずつと放置されておれば、これは御説のように地方の財政は負担を増す一方になるだらう、そこに問題があるじやないかということが一つ、もう一つは、そういうふうな整理をしても

よいと思ふ補助金は整理するが、一方交付税等をふやしまして地方に財源を回すことによつて、地方の財政をできるだけ強化をしていく、かように考えておるわけでありまして、具体的にどういふふうになつておるかというところは、政府委員の方から答弁をさせます。

○正示政府委員 ただいまの井手先生の御質問に對しまして、事務の立場から一言つけ加へさせていただきます。これは、御承知の通り、一般的に財源全体を削りますと、地方の財政にある意味で影響があるものであります。が、御指摘の点は、ひもつきの補助金がある程度削られたような場合、そのひもつきの補助金をもつて健全化を促進し、あるいは助長しようとする行政の面はある程度萎縮してしまふではないか、というふうな御趣旨のようにも拝承いたしましたのであります。この点は、私も、地方自治の根本といたしまして、やはり一般財源を強化いたしまして、その一般財源のやりくりと申しますか、差し繰りによりまして、地方が自主的に最も重点を置くべき面に対して行政を強化していく、また財政の健全化という要請にも相そむかないようなやり方をやつていく、こういう方向に持つていくべきではないか。しかしながら、それはむしろ根本的な対策の問題であつて、この際臨時特例というものは全体のバランスをよく考へていないではないかという点は、まことにその通りの点もございまして、これは、大臣からたびたび申し上げましたように、今後なお私もとしても十分勉強して参らなければならぬ点でございますが、一つの方向といたしましては、御承知のように、交

付税もことは去年より約一割くらいふえて参ることになっております。そのほか、義務教育費はふえて参りますし、その他自主的な財源といたしましてもある程度ふえて参りますので、地方団体の一般財源はだんだんと充実していつておるはずでございますが、ひもつきの補助金は仰せの通り多少減つておる、しかし、全体としての方向は、自主性を強化し、健全化しておるというふうな趣旨で申し上げておるわけでございます。

○井手委員 大臣も今の主計局次長の答弁をお聞きになつたのでございまして、中央から補助金はひもつきでございまして、中央からひもつきの補助金が少くなければ地方の負担がふえていく、これは当然だと思ふ。従つて、しなくてはならぬ仕事であれば、地方の負担が増大していきまゝ。そうすると、自主的の地方行政の助長に役立つたとか、再建整備に役立つたというわけには参らぬと思ひますが、やはり役立つのでございまして、それは将来の補助金を根本的に整理していくというなら、これは別の問題があるに参りますけれども、この臨時措置によつて再建整備に役立つたということは間違ひではございませんか。

○正示政府委員 私の言葉があるいは足りなかつたのでございましょう。要するに、私も申し上げておる趣旨は、地方の全体の財源を強化し充実していく、この点が問題でございまして、その点において欠くるならば、井手先生のおっしゃるような問題があるかと思ひます。いわゆる問題があるひもつき補助金を出さないからといって、地方が一方において財源全体が

困つておれば、おっしゃる通りの問題があるかと思ひます。一般財源を充実しておるのでございまして、あら、あとはその地方団体の自主的な判断によりまして行政が運営され、また財政の健全化が促進される、こういうふうな考えののであります。

○井手委員 そういつた答弁では簡単に私は納得いたしません。それで、先刻大臣は地方交付税を充実したとおっしゃつた、ただいま主計局次長もさうなことをおっしゃつたが、一方では交付税をふやしてやつたから、その方については大丈夫だといふ意味のことをおっしゃつておる。それでは、補助した分だけどこに交付税がふえておりますか。今度の三十三年度の交付税だつて、あなたは五百億の減税をなさるとおっしゃつた。そして事実三百二十億の減税をなさつておる。ところがあの減税によつて交付税の基礎が狂つてきた。三十三年度においては二二%交付税をやることになつておる。ところが、その根本の所得税や法人税において三百二十億の減税になつておりますれば、二二%基礎が狂つておることになる。ほんとうなら二二%か二四%に引き上げなくてはならぬのです。私はこの点あらためて予算委員会その他で追究するつもりですが、減税のために所得税や法人税の基礎が狂つておる。そのために地方の交付税というものが減つておる。これは理屈としては成り立たないわけですが、今までのいろいろな補助金の削減にしても、あれも交付税に入つておる、これも交付税に入つておるとおっしゃるだけの話であつて、内容は入つておらない。現実に、三十三年度の交付税の基礎

についてお考えになれば、おわかりだらうと思ふ。減税の分について百億から百億といふものは、今まで通りの計算で行くと地方に対して減るわけですが、その分は交付税を引き上げなければならぬ。これは当然の問題ですが、これはあらためて別の機会にお尋ねし追究もしますけれども、一方において地方の財源が充実しておるから、片一方で減つたつて大丈夫だといふ答弁では納得しません。そんなことで済ませるものではないのであります。今までも何回もこういうことを論議してきましたが、いつも、ああだ、こうだと言つて逃げておられる。逃げておる當局はそれでいいかもしれないが、迷惑するのは地方です。大臣も急いでおられますので、きょうはこれで打ち切りですが、民主党の方でも、それが野党であればどんなに強くおっしゃるかもしれない。今野党なので切齒扼腕しておられるかもしれないが、(笑)野党であれば私のような口調ではありませんよ。それをがまんなさつておられるところを見なければいけません。きょうはこれで打ち切ります。

○伊東委員長 本日はこの程度にいたして、明日午前十時より理事会を開いて、十時三十分より委員会を開きたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時十四分散会

昭和三十年五月三十一日印刷

昭和三十年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局